

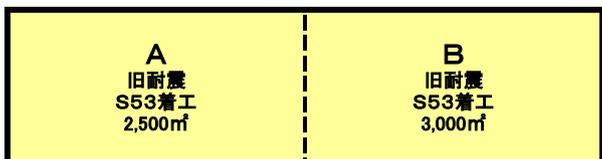
# ■ 要緊急安全確認大規模建築物の対象判断のイメージ

H25.12.20

## ○設定条件等

- ・ 対象となるかどうかの判断条件は、対象部分の延べ面積が5,000㎡以上あるかどうかで判断（用途、階数による判断は省略）
- ・ すべてのケースにおいて、耐震関係規定に関する違反はないと想定
- ・ 増築等があるケースは、ケース⑤を除き、EXP. J等の相互に応力を伝えない構造方法のみで接続する増築と想定
- ・ H17法改正以前は、耐震関係規定の遡及適用はしていないと想定

### ◆ケース①



「一棟」の判断(棟単位)	「A+B」で一棟
対象判断する範囲	「A+B」
診断義務対象の判断	「A+B」 $\geq$ 5000㎡ → <b>対象</b>

### ◆ケース②

構造関係規定(新耐震基準)は遡及適用されていない



「一棟」の判断(棟単位)	「A」と「B」は別棟
対象判断する範囲	「A」
診断義務対象の判断	「A」 $<$ 5000㎡ → <b>対象外</b>

### ◆ケース③

構造関係規定(新耐震基準)は遡及適用されていない



「一棟」の判断(棟単位)	「A+B」で一棟、「C」とは別棟
対象判断する範囲	「A+B」
診断義務対象の判断	「A+B」 $\geq$ 5000㎡ → <b>対象</b>

### ◆ケース④

構造関係規定(新耐震基準)は遡及適用されていない



「一棟」の判断(棟単位)	「A」で一棟、「B」、「C」とは別棟
対象判断する範囲	「A」
診断義務対象の判断	「A」 $<$ 5000㎡ → <b>対象外</b>

### ◆ケース⑤

構造関係規定(新耐震基準)は遡及適用されていない

構造関係規定を遡及適用

構造一体で増築(EXP.J等)はなし



「一棟」の判断(棟単位)	「A」で一棟、「B+C」とは別棟
対象判断する範囲	「A」
診断義務対象の判断	「A」 $<$ 5000㎡ → <b>対象外</b>

※以下のケースは、H17法改正(溯及緩和あり)以降に増築等工事をしている場合を示す。

◆ケース⑥

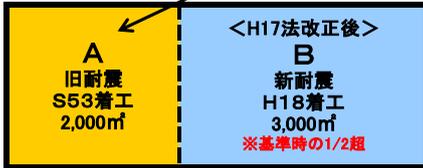
構造耐力上の危険性が增大しない場合は、構造関係規定(新耐震基準)の遡及適用が不要(基準法政令第137条の12)  
※ 耐促法省令第3条第3号



「一棟」の判断(棟単位)	「A」で一棟
対象判断する範囲	「A」
診断義務対象の判断	「A」 $\geq 5000\text{m}^2$ → <b>対象</b> ※改修後(補強計画)の診断結果の報告義務あり ※改修について建築検査済証がある場合は診断義務対象外

◆ケース⑦

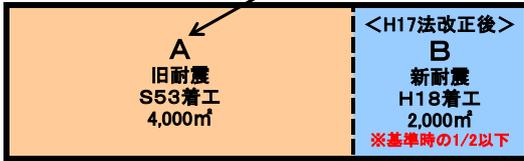
構造関係規定の遡及適用が必要 → 遡及適用した場合は、耐震不明建築物ではない。  
※ H24年度基準法改正までは、EXP.Jを介した増築等は既存部分の1/2までが既存部分の耐震性が確認できた場合に限り、認められていた。(H24.9.20の基準法改正以降は1/2規定が撤廃された。以下、同じ。)



「一棟」の判断(棟単位)	「A+B」で一棟
対象判断する範囲	「A+B」
診断義務対象の判断	棟全体「A+B」で既に耐震診断基準に適合(Aは構造遡及)しているはずであり、棟全体で対象外。(≠耐震不明建築物) (ただしB増築時の検査済証(棟全体)の確認要)

◆ケース⑧

構造関係規定の遡及適用(又は国基準(H17告示566号)に適合)が必要



「一棟」の判断(棟単位)	「A+B」で一棟
対象判断する範囲	「A+B」
診断義務対象の判断	棟全体「A+B」で既に耐震診断基準に適合(Aは構造遡及又は診断基準に適合)しているはずであり、棟全体で対象外。(≠耐震不明建築物)(ただしB増築時の検査済証(棟全体)の確認要)

◆ケース⑨

構造関係規定の遡及適用が不要(基準法第86条の7第2項で緩和)  
構造関係規定の遡及適用(又は国基準(H17告示566号)に適合)が必要



「一棟」の判断(棟単位)	「A+B+C」で一棟
対象判断する範囲	「A+B+C」
診断義務対象の判断	「A」は構造関係規定の遡及適用の対象外とされているため、「A+B+C」併せて一棟とした上で <b>対象</b> 。(Aの耐震診断結果、C増築時の検査済証(棟全体)の確認要)

基準時において同一棟と判断(A+Bが既存耐震不適格)

◆ケース⑩

構造関係規定の遡及適用が不要(基準法第86条の7第2項で緩和)  
構造関係規定の遡及適用(又は国基準(H17告示566号)に適合)が必要



「一棟」の判断(棟単位)	「A+B+C」で一棟
対象判断する範囲	「A+B+C」
診断義務対象の判断	「A」は構造関係規定の遡及適用の対象外とされているため、「A+B+C」併せて一棟とした上で <b>対象</b> 。(Aの耐震診断結果、C増築時の検査済証(棟全体)の確認要)

◆ケース⑪

既存部分(基準時)の1/20以下かつ50㎡以下の場合、遡及適用は不要(建基法第137条の2第4号)  
※改正耐震改修促進法施行令第3条ただし書き第2号



「一棟」の判断(棟単位)	「A+B+C」で一棟
対象判断する範囲	「A+B+C」
診断義務対象の判断	「C」が小規模の場合、C増築時にA及びBに構造関係規定の遡及適用又は診断基準適合の義務はないため、「A+B+C」併せて一棟とした上で <b>対象</b> 。(A、Bの耐震診断結果、C増築時の検査済証(棟全体)の確認要)